



# 熊本県公報

第12961号  
令和2年(2020年)  
9月18日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 造成宅地防災区域の指定の解除について…………… (建築課) 2
- 熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正…………… (都市計画課) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… ( " ) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… ( " ) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… ( " ) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… ( " ) 5
- 熊本県環境影響評価技術指針の一部改正…………… (環境保全課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 8
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 9
- 道路の区域変更…………… ( " ) 9
- 道路の供用開始…………… ( " ) 9

**公 告**

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 (ニトリ玉名店) …… (商工振興金融課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 (ゆめマート玉名) …… ( " ) 10
- 令和2年度(2020年度)職業訓練指導員試験の合格者… (労働雇用創生課) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 12
- 道路位置指定の変更…………… ( " ) 12
- 県有林立木の公売…………… (森林整備課) 13

**登 載 依 頼**

- 公の施設における指定管理者の募集 (熊本県有料駐車場) …… (企業局総務経営課) 15

**正 誤**

- 令和2年(2020年)3月31日熊本県教育委員会訓令第7号(熊本県教育庁等兼職命令規程の一部を改正する訓令)中…………… (教育政策課) 17

## 告 示

**熊本県告示第709号**  
 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。  
 令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社いるか 上天草市松島町 阿村844番地 4	有料老人ホーム シルバードリー ム寿里 上天草市松島町 阿村821番地	431100411	令和2年(2020年)9月8日	地域密着型 特定施設入 居者生活介 護

	1		
--	---	--	--

**熊本県告示第710号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
グループホームあじ菜工房 合志市御代志1398-1	NPO法人あじ菜工房 合志市御代志1398-1 寺本 豊重	共同生活援助	令和2年（2020年）9月8日

**熊本県告示第711号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）3月13日熊本県告示第202号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月30日熊本県告示第280号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）4月6日熊本県告示第308号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）4月27日熊本県告示第378号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）5月25日熊本県告示第422号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）11月9日熊本県告示第930号（造成宅地防災区域の指定）、令和元年（2019年）6月21日熊本県告示第124号（造成宅地防災区域の指定）、令和元年（2019年）7月19日熊本県告示第182号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 葛目谷地区（その1）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字鳥子字葛目谷2275番、2285番、2275番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2285番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）
- 2 門出地区（その4）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字河原字門出915番1、916番3、917番1、918番1、918番1地先の道（次の図に示す部分に限る。）、915番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 玉ノ迫地区（その1）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字布田字玉ノ迫1321番14、1321番15、1321番17、1321番18、1321番19、1324番2、1323番、1318番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1321番11の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1321番16
- 4 玉ノ迫地区（その2）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字布田字玉ノ迫1329番1、1329番5、1329番6、1329番7、1329番8、1329番9、1329番2、1329番10、1329番11、1329番15、1329番18、1329番16、1329番17、1330番8、1330番9、1330番10、1330番1、1331番1、1329番4、1329番4地先の水（次の図に示す部分に限る。）、1329番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1330番5地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）
- 5 榎鶴地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字宮山字榎鶴93番、95番、111番1、112番、113番、113番2、139番1、95番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、112番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）
- 6 門出地区（その3）  
阿蘇郡西原村大字河原字門出629番1、650番1、650番3、651番1、695番1、696番1、699番1、699番4、700番1、700番2、70

0番3、700番5、649番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、651番1地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)、629番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、700番3地先の水

7 秋田原地区(その1)

阿蘇郡西原村大字河原字秋田原494番6、494番11、494番12、494番13、494番14、494番15、494番16、494番17、494番18、494番20、495番、481番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、494番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、494番14地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

8 上玉田地区

阿蘇郡西原村大字布田字上玉田1989番3、1991番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1991番5、1991番14、1991番20

9 名ヶ迫鶴地区(その4)

阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴800番、800番1

(「次の地図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第712号

昭和63年(1988年)9月6日熊本県告示第618号の2(屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定)の一部を次のように改正し、令和2年(2020年)9月18日から施行する。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲島 郁夫

4項の表の17の1の項から17の3の項を次のように改める。

17の1	国道443号	第三種禁止地域	福岡県との境界	湯町橋(山鹿市鍋田地内)	路端から100メートル以内	南関町 山鹿市 和水町
17の2						
17の2						
17の3						

4項の表の18の1の項及び18の4の項を次のように改める。

18の1	国道445号	第三種禁止地域	国道266号との交点(嘉島町鯉地内)	国道443号木倉バイパスとの交点(御船町辺田見地内)	路端から100メートル以内	嘉島町 御船町
18の4						

4項の表の21の5の項から21の6の2の項を次のように改める。

21の5	県道大牟田南関線	第三種禁止地域	県道荒尾南関線との交点(南関町久重地内)	県道南関大牟田北線との交点(南関町関外目地内)	路端から100メートル以内	南関町
21の6						
21の6						

4項の表の21の6の2の項の次に次のように加える。

21の6	県道南関大牟田北線	第三種禁止地域	県道荒尾南関線との交点(南関町迎町地内)	国道443号との交点(南関町関下南中山地内)	路端から100メートル以内	南関町
------	-----------	---------	----------------------	------------------------	---------------	-----

4項の表の21の19の項の次に次のように加える。						
21の19の2	県道荒尾南関線	第三種禁止地域	国道443号との交点（南関町関東地内）	南関町関町堂園1500番1地先	路端から100メートル以内	南関町
21の19の3	県道荒尾南関線	第一種許可地域	南関町関町堂園1500番1地先	町道中町関村線との交点（南関町関町地内）	路端から100メートル以内	南関町
21の19の4	県道荒尾南関線	第三種禁止地域	大牟田南関線との交点（南関町関下地内）	町道中町関村線との交点（南関町関町地内）	路端から100メートル以内	南関町
4項の表の22の13の項の次に次のように加える。						
22の14	県道御船甲佐線	第三種禁止地域	国道445号との交点（御船町滝川地内）	町道今城中辺田見線との交点（御船町滝川地内）	路端から100メートル以内	御船町
22の15	町道今城中辺田見線	第三種禁止地域	県道御船甲佐線との交点（御船町滝川地内）	町道西木倉桜町線との交点（御船町滝川地内）	路端から100メートル以内	御船町

**熊本県告示第713号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
コンサート 上益城郡嘉島町 鯉1755番地 2	合同会社ハッピーライ ト 上益城郡嘉島町上島 2181-13 松村 幸奈	令和2年（2020年）9月8日	435140 0223	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第714号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人愛敬会 菊池市七城町亀尾2429番地	特別養護老人ホーム 清泉 菊池市七城町亀尾2429番地	431100010	令和2年（2020年）9月9日	介護老人福祉施設

**熊本県告示第715号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人愛敬会 菊池市七城町亀尾2429番地	地域密着型特別養護老人ホーム 清泉 菊池市七城町亀尾2429番地2	431100211	令和2年(2020年)9月9日	地域密着型介護老人福祉施設

**熊本県告示第716号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人愛敬会 菊池市七城町亀尾2429番地	地域密着型特別養護老人ホーム 清泉 菊池市七城町亀尾2429番地2	431100212	令和2年(2020年)9月9日	短期入所生活介護

**熊本県告示第717号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人愛敬会 菊池市七城町亀尾2429番地	特別養護老人ホーム 清泉 菊池市七城町亀尾2429番地	431100412	令和2年(2020年)9月9日	短期入所生活介護

**熊本県告示第718号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人愛敬会 菊池市七城町亀尾2429番地	特別養護老人ホーム 清泉 菊池市七城町亀尾2429番地	431100412	令和2年(2020年)9月9日	短期入所生活介護

**熊本県告示第719号**

熊本県環境影響評価技術指針の一部を改正する技術指針を次のように定める。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県環境影響評価技術指針の一部を改正する技術指針  
熊本県環境影響評価技術指針（平成12年熊本県告示第1011号の2）の一部を次のように改正する。

別表第11の2の次に次の1表を加える。

別表第11の3(第5条関係)  
太陽電池発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との豊かな触れ合いの活動の場	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						
	大気環境			水環境			土壌に係る環境 その他の環境									植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
	大気質	騒音	振動	水象	水質	地形及び地質	地盤	その他	動物	動物											
影響要因の区分																					
工事の実施	○	○	○																		
工事用資材等の搬出入																					
建設機械の稼働	○	○	○																		
造成等の施工による一時的な影響																					
地形改変及び施設の存在																					
施設の稼働																					
土地又は工 作物の存在 及び供用																					

備考  
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する太陽電池発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。  
 (1) 工事の基礎に関する内容  
 ア 工事用資材等の搬入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。  
 イ 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の取壊又は廃棄を含む。)を行う。  
 ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による影響、調整池、搬入道路の造成、整地を行う。  
 (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容  
 ア 工事の完了後、当該事業の目的である太陽電池発電所が存在する。  
 イ 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。  
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、はいじん及び自動車等の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。  
 4 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。  
 5 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な植及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。  
 6 この表において「反射光」とは、太陽電池に反射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。  
 7 この表において「注目すべき生息地」とは、若術上若しくは希少性の観点から重要な場所をいう。  
 8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。  
 9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場台の眺望される景観をいう。  
 10 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。  
 11 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財)をいう。

別表41の2の次に次の1表を加える。

別表第41の3(第7条関係)

太陽電池発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
騒音	工事用資材等の搬出入	別表第39 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	施設の稼働	別表第41の2 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
振動	工事用資材等の搬出入	別表第39 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
水象に係る流量、流速等	地形改変及び施設が存在	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	別表第40 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設が存在	1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水の濁りの特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な地形及び地質	地形改変及び施設が存在	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土地の安定性	地形改変及び施設が存在	1 調査すべき情報 土地の安定性の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 4 調査地点 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査時期等 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	1 予測の基本的な手法 土地の安定性について、表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的な手法 2 予測地域 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、調査地域に準ずる 3 予測対象時期等 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期

反射光	地形改変及び施設 の存在	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響をうけるおそれがある地域 3 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設 の存在	別表第40 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設 の存在	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設 の存在	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設 の存在	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入 地形改変及び施設 の存在	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設 の存在	別表第39 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	1 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 発電事業の終了時
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	地形改変及び施設 の存在	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 4 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。 5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 6 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

熊本県告示第720号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
 令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
エムスリー株式会社	ヘルパーステーションあさひ	玉名市伊倉北方39番地1	令和2年(2020年)10月1日	訪問介護

**熊本県告示第721号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	荒尾市蔵満字外磯 1番1地先から 同所 213番地先まで	前	9.5 ～ 11.0	68.8	24条 工事
			後	10.0 ～ 12.8		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)9月18日

**熊本県告示第722号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池郡大津町大字杉水字中原 2900番1地先から 同所 2901番4地先まで	前	29.1 ～ 30.3	41.1	廃道処 分
			後	25.8 ～ 30.3		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)9月18日

**熊本県告示第723号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣港大	水俣市梅戸町二丁目	55.9	広域連携

	黒町線	20番1地先から	交付金
	同所	105番1地先まで	

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)9月18日

**公 告**

**熊本県公告第554号**

大規模小売店舗立地法(平成12年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ玉名店  
熊本県玉名市中字河原1192番1 外
- 2 変更する事項  
大規模小売店舗設置者の代表者氏名の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

**【変更前】**

氏名(名称)	代表者	住所
株式会社末代	代表取締役 山本詩子	熊本市北区弓削六丁目21番12号
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥昭雄	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

**【変更後】**

氏名(名称)	代表者	住所
株式会社末代	代表取締役 山本詩子	熊本市北区弓削六丁目21番12号

- 3 変更する年月日  
令和2年(2020年)8月31日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
令和2年(2020年)9月18日から令和3年(2021年)1月18日

**熊本県公告第555号**

大規模小売店舗立地法(平成12年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン玉名  
熊本県玉名市亀甲字長畑134番ほか2筆
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) ゆめタウン玉名  
熊本県玉名市亀甲字長畑134番ほか2筆  
(変更後) ゆめマート玉名  
熊本県玉名市亀甲字長畑134番ほか2筆
- 3 届出年月日  
令和2年(2020年)9月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
令和2年(2020年)9月18日から令和3年(2021年)1月18日

**熊本県公告第556号**

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により実施した令和2年度(2020年度)職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和2年度(2020年度)職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1	5	6
------	---	---	---

**熊本県公告第557号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岡松 幸一	熊本市東区小峯	熊本市東区戸島町1428番1ほか2筆
丹波 節良	熊本市東区新外	熊本市東区小山町2181番
水谷 家津雄	熊本市東区吉原町	熊本市東区小山町1721番ほか3筆
栗崎 清史郎	熊本市東区東本町	熊本市南区近見四丁目692番1ほか1筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市南区御幸笛田町字迎高田1337番1ほか2筆
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字下河原550番ほか5筆
伊津野 道信	熊本市南区川尻	熊本市南区富合町碓江字園田473番
宮崎 勝巳	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字奥野1036番7ほか3筆
宮崎 勝巳	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字立山1524番
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町赤見字上北村879番
鋤野 和実	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町永字板橋495番ほか4筆
宮崎 正和	熊本市南区城南町隈庄	熊本市南区城南町宮地字和久良1番1ほか1筆
松田 溪太	熊本市北区植木町石川	熊本市北区植木町古閑字中原82番
楽農家合同会社	熊本市中央区琴平	熊本市北区植木町色出字瓜尾1078番
田尻 安夢ろ	熊本市北区下硯川町	熊本市北区下硯川町字松ノ木546番1ほか1筆
ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町陣内	菊池郡大津町大字陣内字鍛冶ノ迫2019番1
ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町陣内	菊池郡大津町大字陣内字鍛冶ノ迫2004番ほか2筆
川久保 慎吾	熊本市北区龍田	荒尾市野原字繁田956番1ほか3筆
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市河崎字大坪100番ほか3筆
高椋 信享	玉名郡南関町関町	玉名郡南関町大字肥猪字島田2807番ほか1筆 一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字島田6番4
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町小柳字稻生50番5ほか2筆

2 認可年月日

令和2年(2020年)9月11日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
萩原 哲	球磨郡錦町一武	球磨郡あさぎり町上西字南清水2163番2
中村 隆史	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字深水字宮ノ前1983番ほか2筆
内元 幸一郎	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字深水字田ノ下1694番ほか4筆
林田 祐知	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字井手川2228番ほか1筆
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字大友尻889番8
江崎 将真	天草市志柿町	天草市下浦町字大平4878番1ほか1筆
株式会社ほたるの里城河原	天草市五和町城河原	天草市五和町城河原一丁目字道金3630番ほか13筆
横山 浩	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字城ノ平674番3
益田 龍一	天草市天草町高浜北	天草市天草町高浜北字中原5472番ほか1筆
山崎果樹園株式会社	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字内潟2413番3
植田 拓也	天草市深海町	天草市二浦町早浦字浜田1512番1ほか3筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）9月11日

熊本県公告第559号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字原水字下原900番、901番、水路の一部  
 3,226.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3  
 有限会社サンケイ地所

熊本県公告第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市福原字大門口2491番2  
 437.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市北区鶴羽田四丁目16番68号メゾングレース102号  
 吉浦 出

熊本県公告第561号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による昭和53

年7月6日付け熊本県指令第243号の道路位置指定を次のとおり変更したので、公告する。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡益城町大字広崎628番地
- 2 築造者の氏名 永田陽一
- 3 道路の位置 上益城郡益城町大字広崎字西原855番4、同855番8、同878番3及び同879番6
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 80.64メートル
- 6 指定年月日 令和2年(2020年)8月24日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第49号

熊本県公告第562号

次のとおり県有林立木を公売する。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の所在及び数量  
次の各号毎に物件を公売する。
- (1) 主伐 下益城郡美里町講和記念造林椿団地(62年生)
  - すき 7, 763本 3, 500.46立方メートル
  - ひのき 22本 9.02立方メートル
  - まつ 23本 14.91立方メートル
  - ざつ 1, 092本 221.31立方メートル
  - 計 8, 900本 3, 745.70立方メートル
- (2) 主伐 菊池郡大津町公有林野県行造林真木団地(60~85年生)
  - すき 4, 932本 3, 209.20立方メートル
  - ひのき 12, 492本 6, 469.19立方メートル
  - まつが 16本 1.20立方メートル
  - さくら 134本 55.23立方メートル
  - けやき 29本 21.35立方メートル
  - くぬぎ 155本 32.42立方メートル
  - ざつ 4, 336本 1, 207.17立方メートル
  - 計 22, 095本 11, 007.82立方メートル
- (3) 主伐 菊池郡大津町講和記念造林矢護団地(47~64年生)
  - すき 3, 284本 2, 549.68立方メートル
  - ひのき 2, 246本 1, 040.39立方メートル
  - まつ 14本 7.15立方メートル
  - さくら 2本 0.85立方メートル
  - ざつ 765本 129.09立方メートル
  - 計 6, 311本 3, 727.16立方メートル
- (4) 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林草部団地(44~52年生)
  - すき 5, 968本 6, 050.20立方メートル
  - ひのき 1, 774本 984.13立方メートル
  - さくら 12本 2.48立方メートル
  - けやき 1本 1.16立方メートル
  - ざつ 222本 45.28立方メートル
  - 計 7, 977本 7, 083.25立方メートル
- (5) 主伐 阿蘇郡高森町公有林野県行造林仁田団地(45~49年生)
  - すき 9, 375本 7, 931.12立方メートル
  - ひのき 251本 104.70立方メートル
  - さくら 15本 3.76立方メートル
  - けやき 2本 2.26立方メートル
  - ざつ 318本 103.39立方メートル
  - 計 9, 961本 8, 145.23立方メートル
- (6) 主伐 阿蘇郡西原村講和記念造林宮山団地(63年生)
  - すき 5, 451本 1, 321.69立方メートル
  - ひのき 157本 55.83立方メートル
  - まつ 23本 3.45立方メートル
  - ざつ 136本 8.71立方メートル
  - 計 5, 767本 1, 389.68立方メートル
- (7) 主伐 人吉市公有林野県行造林横尾団地(52~58年生)
  - すき 10本 1.63立方メートル
  - ひのき 5, 386本 3, 326.49立方メートル
  - ざつ 130本 13.02立方メートル

(8)	計	5, 526本	3, 351.	14立方メートル
	主伐	球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地(57~66年生)		
	すぎ	5, 677本	4, 134.	55立方メートル
	ひのき	785本	759.	38立方メートル
	まつ	18本	18.	77立方メートル
	もみ	16本	13.	29立方メートル
	ざつ	339本	83.	89立方メートル
	計	6, 835本	5, 009.	88立方メートル
(9)	主伐	球磨郡水上村公有林野県行造林千ヶ平団地(50~55年生)		
	すぎ	149本	86.	99立方メートル
	ひのき	1, 148本	505.	65立方メートル
	計	1, 297本	592.	64立方メートル
(10)	主伐	水俣市県設模範林正千山団地(59年生)		
	(SGEC認証森林)			
	すぎ	7本	3.	97立方メートル
	ひのき	6, 224本	3, 274.	32立方メートル
	さくら	5本	3.	25立方メートル
	ざつ	265本	154.	75立方メートル
	計	6, 501本	3, 436.	29立方メートル

2 入札参加資格

木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
- (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
- (3) 林業事業体として認定を受けている者
- (4) 一般社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者及び製材業者会員登録を行っている者

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時  
令和2年(2020年)10月16日(金) 午前9時30分入札 即時開札

- (2) 場所  
熊本市中央区水前寺公園28-51 ホテル熊本テルサ テルサルーム

4 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。

5 無効入札に関する事項

入札に参加する資格のない者が行った入札及び10の注意事項に違反した入札は、無効とする。

6 契約締結期限

契約締結の期限は、令和2年(2020年)10月29日(木)とする。

7 契約保証金等

- (1) 契約金額(消費税及び地方消費税の相当額を含む。)の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

8 物件の搬出期限

令和5年(2023年)10月31日(火)までとする。

9 現場説明の日時及び集合場所

- (1) 下益城郡美里町講和記念造林椿団地  
令和2年(2020年)10月8日(木) 午前10時00分 美里町「やすらぎ交流体験施設元気の森かじか 駐車場」
- (2) 菊池郡大津町公有林野県行造林真木団地及び菊池郡大津町講和記念造林矢護団地  
令和2年(2020年)9月29日(火) 午前9時00分 菊池市「四季の里 旭志 駐車場」
- (3) 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林草部団地及び阿蘇郡高森町公有林野県行造林仁田団地  
令和2年(2020年)10月6日(火) 午後13時00分 阿蘇郡高森町「阿蘇森林組合高森支所 駐車場」
- (4) 阿蘇郡西原村講和記念造林宮山団地  
令和2年(2020年)10月6日(火) 午前9時00分 阿蘇郡西原村「西原村役場 駐車場」
- (5) 人吉市公有林野県行造林横尾団地  
令和2年(2020年)10月2日(金) 午前9時00分 人吉市「球磨地域振興局 駐車場」
- (6) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地  
令和2年(2020年)10月1日(木) 午前9時30分 球磨郡相良村「相良村森林組合 駐車場」
- (7) 球磨郡水上村公有林野県行造林千ヶ平団地

- 令和2年(2020年)10月1日(木)午後2時00分 球磨郡水上村「水上村カントリーパークほいほい広場 駐車場」
- (8) 水俣市県設模範林正千山団地  
令和2年(2020年)10月2日(金)午後1時30分 水俣市「水俣市東部センター「葛彩館」 駐車場」

(9) 現場説明日程の延期  
現場説明日が荒天の場合、日程を延期するので11の問合せ先に連絡すること。

10 注意事項

- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)及び熊本県有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規則第51号)を承知の上、入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 郵便による入札は、認めない。
- (4) 入札当日、応札者で2(1)に該当する者は、木材取引に係る契約書の写し(市場の出荷証明書等を含む。)を持参すること。

11 問合せ先

熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班  
電話 096-333-2439

**登載依頼**

**熊本県企業局公告第7号**

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。

令和2年(2020年)9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称  
熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場(以下「駐車場」という。)
- (2) 所在地  
熊本市中央区安政町、新屋敷二丁目及び三丁目
- (3) 施設の概要  
ア 熊本県営有料駐車場 自走式立体駐車場(鉄骨構造6階7層)、収容台数298台  
イ 熊本県営第二有料駐車場 平面駐車場、収容台数37台

2 指定管理者が行う業務

- (1) 駐車場の利用調整に関する業務  
(2) 駐車場の利用に係る利用料金の收受  
(3) 駐車場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務  
(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場の管理運営上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

4 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。  
(2) 県内に事業所を有すること。  
(3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。  
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。  
(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。  
(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第25号)等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。  
(7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続

- (1) 申請書類  
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 駐車場指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 駐定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他法人等の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他法人等の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
  - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - (イ) 熊本県の県税について未納がないことの証明書
  - (ウ) 熊本県の県税について課税の実績がない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、(イ)と併せて、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書
- ケ 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に関する申立書
- (2) 申請書の提出先  
 熊本県企業局総務経営課経営班（県庁行政棟新館8階）  
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号096-333-2597  
 ファックス番号096-384-9114
- (3) 提出期間  
 令和2年（2020年）10月12日（月）から令和2年（2020年）10月16日（金）までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- (4) 提出部数  
 正本1部、副本10部（副本についてはコピーで可。）
- 6 指定管理候補者の選定  
 令和2年（2020年）10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に企業局において選定する。  
 なお、選考委員会では、各委員が企業局の定めた審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項  
 熊本県のホームページ（企業局）に令和2年（2020年）9月18日（金）から掲載する。
- 8 現地説明会
  - (1) 日時  
 令和2年（2020年）9月29日（火）午後1時30分から
  - (2) 場所  
 くまもと県民交流会館パレオ会議室1及び熊本県営有料駐車場
  - (3) その他  
 現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等を5の(2)に定める提出先へ募集要項に定める所定の様式によりあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
  - (1) 募集要項に記載している条件を満たしていない場合のほか、次に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
    - ア 申請書等の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
    - イ 申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
    - ウ 申請書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
    - エ 申請書等に虚偽の内容が記載されているとき。
    - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
  - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び選考委員会での検討のため複写することがある。
  - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
  - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書等の内容について説明を求める。
  - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
  - (3) 問合せ先  
 5の(2)と同じ。

正 誤

令和2年(2020年)3月31日熊本県教育委員会訓令第7号(熊本県教育庁兼職命令規程の一部を改正する訓令)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
9	24	県立学校教育局学校安全・安心推進課	立学校教育局学校安全・安心推進課